

平成 25 年 4 月 17 日開会

平成 25 年 4 月 17 日閉会

議会改革推進特別委員会会議記録  
(要旨)

久慈市議会事務局

## 議会改革推進特別委員会会議録

平成25年4月17日（水曜日） 午前10時00分

### 協議案件

- ・議会報告会の試行開催について

### 出席委員（22名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・桑田鉄男 委員長 | ・小野寺勝也 副委員長 |
| ・梶谷武由 委員  | ・下川原光昭 委員   |
| ・藤島文男 委員  | ・上山昭彦 委員    |
| ・泉川博明 委員  | ・木ノ下祐治 委員   |
| ・畑中勇吉 委員  | ・砂川利男 委員    |
| ・山口健一 委員  | ・澤里富雄 委員    |
| ・中平浩志 委員  | ・小柳正人 委員    |
| ・堀崎松男 委員  | ・小倉建一 委員    |
| ・城内仲悦 委員  | ・下館祥二 委員    |
| ・高屋敷英則 委員 | ・宮澤憲司 委員    |
| ・大沢俊光 委員  | ・濱欠明宏 委員    |

### 欠席委員（1名）

- ・中塚佳男 委員

### その他出席議員

- ・八重櫻友夫 議長

### 事務局職員出席者

事務局 局長 一田昭彦	事務局 次長 嵯峨一郎
庶務グループ 総括主査 高畑伸一	議事グループ 総括主査 田高慎
主任 長内神悟	

午前10時00分 開会

○委員長（桑田鉄男君） ただいまから第5回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

出席委員ですが、中塚委員から体調不良のため欠席との通告があります。あと、大沢委員につきましては若干遅れるということでございますので、始めたいと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の協議事項は、「議会報告会の試行開催について」であります。

前回の委員会では、広報広聴専門部会から議会報告

会を早めに開催したいとの提案があり、種々意見が出されたところでございます。

本日の進め方でございますが、議会報告会を試行開催することに関し、意見の集約を図り、委員会として結論を出したいと思っております。

また、その結論を受けて、開催要綱案についても本日ご協議いただくことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） ご異議なしと認めます。それでは、議会報告会を試行開催することについて、ご意見等を出していただきたいと思っております。

○砂川利男委員 この前もこの件については申し上げたところで基本的には変わらないんですけども、試行を今やるんだということで前年度実施したと。

したがって、そのなかで任意で試行する形の場合でいくと、何か不測の事態が生じたときは公務災害にならないから、法的な形に対応できるようにしていったほうがいいのではないかとということで、特別委員会が設置されたのはその通りだと思うんです

その中で、3つの部会が必要ということで取り組んできている最中ですが、しからば広報部会に関して申し上げますと、広報部会として取り組む考え方の中では、一応の考え方が集約して議会報告会を早めに実施したいんだということのは要綱案なわけです。

それ以外の部分については、一切関わらなくていいんと、これで広報部会としては一定の報告なり何なり変わるんだということができた段階でこれを実施したいという意味なのか。それ以外の分野でも協議する部分はまだこれからですよという部分なのか。

私は協議する部分があると思うんです。そういうのが全部一括りのうえで、一つの部会がまとまった形での調査・研究なり、こういう形で進めてきたという成案ができた段階から実施するのだということなら、私は分らんわけでもない。

けども、まだまだ他の部会がこれからだという最中に、実施を喫緊という言葉のもとにやるのが本当に妥当かということは、考えてみる必要があると思う。

例えて言うならば、建物に例えるなら、設計屋から図面があがるのに時間がかかるから、早い段階から基礎をやって建物を建てようかという形に極めて似ていると思う。

あるいは、裁判におきかえるならば、係争中のものに周りがいろいろ言い始めることで裁判に影響が出てくるのではないかということで、係争中のものについて極力発言を差し支えるというのが、世の中の法治国家の常識だと思う。そういった例から考えてみて、できる部分からやっていいんだという形が何が根拠になって、正当性があるかというのは理解できない。

以上です。

**○城内仲悦委員** 同じようなことが話されましたけれども、私は前にも話しましたが、いずれ特別委員会を設置をして改革しようという方向のなかで、広報広聴部会が要綱案をまとめて実施したいという案が上がってきたんです。そういう意味では、その努力には敬意を払いたいと思います。

私たちはまだこういうものだというのが決まっていないなかです。そういう中で、いろいろな意見を出しながら最終的にいいものを作っていこうという取り組み方をしているわけでして、やはり議会報告会というのは私たち議会がやっていることを市民に報告するという点については、議会が終わった時点でやっていくことができると考えていますし、必要だと思っています。

したがって、広報広聴部会から出された要綱に基づいて、やるということをここで決めていただきたいなと思います。そして、いろんな形の意見を聞きながら最終的にいいものを作っていくのだということに繋がっていくと思っていますので、大いに議会として市民の中に入っていくということが必要だと思います。

それは求められていますし、しかも地方分権一括法ができて自治事務に変わってきてますし、そういった観点でも必要だと思いますので、いずれ最終的に3部会がそれぞれ意見を出しながらいいものを作っていくうえでの一つのプロセスだと思っていますので、開催することを皆さんで決めていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

**○中平浩志委員** 前回もいろいろ話がありましたが、いずれ日にちや時間ばかりかけてもしょうがないということも感じていますので、やるという方向でとり

まとめしてもいいかなと思いますので、委員長に取り計らいしていただきたいと思います。

**○濱欠明宏委員** 今、我々が進めようとしている特別委員会に課せられた責任ということについては、まさに開かれた議会をつくらうということで、一番の礎が議会基本条例であると。

この議会基本条例を作るために、それぞれの部会があるのだらうと承知しています。そのなかで、一番有識者から言われているのは議員間討議をきちっとしなさいと、いたずらに採決を急ぐなということがあって、そして合議をして進めましょうというのが、一番裾野にあるものです。

さらに言いますと、任意たる議会が試行をしたと。これを受けて、この間も事務局が答弁したわけですが、任意の議会報告会は公務災害の適用にならないという法上の問題がある。それらを踏まえて、議会基本条例を作ってきちんとした形で議会報告会をしましょうということが私は狙いだらうと思っていました。

私は議会の役割の一つに、監視機能あるいは執行機関を質疑・審議しているわけですが、法に照らして議会として市長部局が提案したものについて判断をしていく。それが議会の基本的な重さだらうと思います。

その議会がまさに法がない形で試行という名を語ることで何でもできるということであるとすれば、法に対する議会の挑戦であらうと思います。そういった意味では、私は議会報告会に反対するものではありません。しからば、一步へりくだって広報部会の提案について耳を傾けるとすれば、議会報告会はしたけれども提案されている分野別報告会はしていないんです。

分野別報告会については、試行することはいいのかなと、初めてのことだし、各常任委員会が責任をもってやるという形になっておりますし、常任委員会は法に照らしてそういう活動ができる団体であります。

そういった意味で言えば、今回の広報部会の提案については謙虚に受け止めながらも、法ということを再確認しながら、今許されている報告活動というのは常任委員会の分野別報告会を試行することについてはやぶさかではないと思いますので、それらも十分に噛み締めながら時間かけても、前にもらった資料にニセ議会基本条例の横行というのがあります。

われわれは、ニセ基本条例ではなくて、真摯に議員

間討議をして時間をかけてもやっていくことが求められていると思いますし、この間の条例部会で私が話したなかで、基本条例を作ったときにこれが多数決で簡単に変えられないような、3分の2で変えるぐらいの思いをもって、基本条例を制定したら良いのではないかとというぐらいの重さを求めていますので、それらも踏まえて一つ協議いただきたいと思います。

**○畑中勇吉委員** 闊達なご意見は大変意義があると思います。

どういう案件でも全会一致でやれるのはそれ越したことはないですが、往々にして一人でも二人でもものを決める場合は反対もあるだろうし、別な意見も出てくるのは当然だと思います。

ただ、ものの持っていく方として、採決で方向付けするののかというのではなくて、合意形成を図る形で議論をつくして、少数意見も謙虚に聞いて、そのうえでものの方向付けを決めることも必要だと思います。

今発言されてない委員さんからも意見を聞きながら、いろんな角度で討論して方向付けをしたほうが良いのではと思います。

**○根谷武由委員** 議会報告会を行うにあたって、今まで出されたものの何か不測の事態があったときの公務災害という課題もあるわけですが、市民からの意見や声として前回上がったのは、これからも続けてほしいというのがたくさん出てきたわけですし、議会は年4回行っているわけですから、その状況を知らせることは責務であると。

基本条例ができないからやれないということはないのではないかなと思います。基本条例を作って、議会報告会の要綱を作って、そこまで出来上がってまで時間を待たなければとすれば、恐らく今年いっぱいできないということになりますし、それは避けたいなど。

濱欠委員がおっしゃったように、簡単に採決をして多数だからすぐやるということではなくて、合意しながら進めないと、市民から見たときに何をやっているのかというふうに見られると思います。

さまざまな意見交換を行ったうえで、検討しなければならない部分、あるいは基本条例との兼ね合いも出てくる部分もあるかと思うんですが、それらについても議会報告会を行うことによって、さらに修正する部分も出てくると思うんですが、それはその時々で修正を行いながら、より良い方向に進めるように進めてい

たいただきたいです。

**○委員長(桑田鉄男君)** 皆さん方からいろいろ意見を出していただきたいと思います。

**○山口健一委員** 前回、試行的にやってみて、市民の反応は大変よかったと。

やはり地域を一回りするぐらいやったほうがいいかなと。いろんな地域によって課題はあるだろうし、せつかく試行するのであれば、やはり地域で1回はやると。それで、いろんな意見を聴取してよりよいものを作っていくために、そういったものが必要ではないかなと思いますし、試行的にするのであれば、市内地域1回はブロック編成して、そういうふうな形でしたほうがいいのかと思います。

**○木ノ下祐治委員** 前回は話したとおりのんですが、前回の試行で私どもは湊地区だったんですが、いずれにしても、こういうことをこれからも続けてくださいというお願いがあったわけですので、市民の要望に答えるのが我々議員の務めであろうと思うし。

たしかに急いでやれば良いというものではないでしょうが、かといって、完全に出来上がるまで待つとなれば、今年いっぱいにはできないことになるし、それでは前回試行的にやったものの形が消えてしまうなという感じがしますので、いずれにしても我々議員は議員活動として、こういうことをこれからもやっていくという姿勢を見せるのが先決ではないかなと考えておりますので、完全にすべてが完成してからでないとだめだという考え方にはございませんので、個々の意見は個々の意見としてやむを得ないのですが、たとえ100パーセントじゃないにしてもそれなりの形をとっていくべきではないかなと思います。

**○上山昭彦委員** 私は広報広聴部会のほうに属していますが、そちらでは全会一致ということですので、開催してほしいという意見になります。

こないだの時もお話いただきましたが、開催要綱だけを広報部会で話しているのではなくて、皆さんにも配布してますように、要点録も配布してましたが、それ以外のインターネットの議会ホームページのこととか広報とか、広報のほうは編集委員会もありますのでそちらのほうに重きを置いてもらう部分もあると思うんですが、その辺に関しても紙面づくりのことを提案させていただくようなことも考えるということも要点録でも分かると思うんですが、そういうことに関

しても広報広聴部会のほうでは各般にわたって話し合いは行っていると思います。

それを考えたうえで、今回の試行開催ということで、さきほど濱欠先輩からも話があったように、分野別報告会というのは今回行っていないので、その辺に重きをおいても良いでしょうから、とりあえず試行的な形でやってほしいというのが私の意見です。

**○小柳正人委員** 今回の議会改革推進特別委員会を作るにあたっての経緯は皆さんご存知だと思います。

一番問題なのは、ここで3つの部会に分かれて、そこで一生懸命意見を揉んだうえで、ある程度の目標を検討するという形で動くわけですけれども、そこで広報広聴専門部会の皆さんが満場一致で決めたことを、こここのところをまずは尊重すべきだと思うんです。

それやらないと、条例部会で作りました、ちょっと待てということにもなり兼ねないと思いますので、まずは、やり方は濱欠委員が言われた方法でもいいでしょうし、まずは満場一致の意見を尊重してやられたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

**○小倉建一委員** いろいろと経過があるわけですが、委員長と議長にお伺いしますが、そもそも特別委員会をある目的があって作ったということで、その権限、権能は試行までやるような権能がその中に含まれているのかどうかという、その基本的な考えを伺いたいと思います。

**○議長（八重櫻友夫君）** 小倉委員の質問にお答えしますが、いずれ私は本会議で議長を除く特別委員会を設置したいということでお諮りしまして、その結果、議長を除く全員で決定しておりますので、その特別委員会で皆さん方がいろいろ議員間討議をしていただきまして、その結果に基づいて判断していただくように認識しております。

今までの特別委員会等の議事録を見まして、やはり3分科会に分かれてやるんだから分科会を尊重してやるんだという意見もあるようですし、皆さん方がいろいろ議論を交わしていただきまして、いいものを作るべきだと考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

**○委員長（桑田鉄男君）** 私のほうからですが、各部会で決めたことは最終的な決定は全体の特別委員会になるわけでございます。

間に幹事会もあるんですが、ここは3つの部会から

出てきたこと等の調整をしながら特別委員会を開催する日程とかいろんなことを決めることになります。

そして、いずれ先ほど話がありましたとおり、議員さん方皆さんから活発な議論をいただいて、最終的には各部会から上がってきたことについては特別委員会で決めていただくと、そういうことだと思っています。

**○小倉建一委員** ここで決めれば試行をやってもいいよという考えで、責任はそれぞれの議員だよという考えでよろしいのでしょうか。

**○委員長（桑田鉄男君）** 私はそのように考えます。

**○小倉建一委員** 今の試行の方法でも、濱欠委員が言った各常任委員会でやる方法もあるでしょうし、あるいは議運で動くのもあると思います。

可能な限りそっちを使うべきだなという考えであります。いわゆる大義があつて、何かあつたときに市会議員でありながら法を犯したようなことにならないような方法をできるだけとるべきだなという考えであります。そういう方法をとれないかなという考えであります。他の方はどう考えてるかなと。

**○下川原光昭委員** 今、濱欠委員、小倉委員が法に触れるとか触れないとか言ってますけど、どこに触れるかじゃあちょっと教えてもらいたい。

**○濱欠明宏委員** 事務局長がこの間答弁した、公務災害が適用にならないということであります。

公務災害上、どういう位置にあるかということ、議会報告会は前回は任意であつたと、任意の議員同士が集まってやりましょうという会だったと。

そのとき、実は議会事務局職員がお手伝いに来たわけです。私はその点をすごく懸念してまして、事故があつた際に、事務局職員はある意味ボランティアで参画していただいたと思つてまして、もしそこに来る途中で事故が起きたときに誰が責任とるんだろうということが離れないもんだから、そういったことがあつた場合の責任を補償できるようなことで動かなければいけないというのが一番の基本です。

**○下川原光昭委員** 前の特別委員会が任意だったと思つてますけれども、この改革推進特別委員会は正式な委員会になってあるんですけど、その公務災害が云々かんぬんというのは、事務局長その辺は同時に認められたと思つてるんですけども。

**○事務局長（一田昭彦君）** 前回の特別委員会でもお

答えましたが、特別委員会に議員さんが来る部分というのは当然ながら公務災害になります。

ただ、特別委員会としての決定による動きであったとしても、条例に基づかない部分については公務災害にあたらぬ。市町村総合事務組合のほうに確認したら、条例にある部分については公務災害で、入っていないければ認められませんということでした。

あと、事務局のほうお気遣いいただきまして大変ありがとうございます。ただ、それを言いますと、それ以外にも議員野球とか森と里を守る会、市政調査会なんかも我々は公務災害にあたらぬいろいろな形でお手伝いしているので、そういう部分でせつかくお気遣いいただきましたが、そういう形で活動しております。

**○濱欠明宏委員** 今のところが大事です。今でもそういう任意団体に参加して手伝ってきましたよ。何かあった際には公務災害として補償されるかどうかということ、単純に言えば。

ボランティアで来ていたとしても、これからはそれはうまくないという思いがあるので、これまでの事はさておいて、今度、仮に議会報告会をした場合にボランティアで来る職員の補償があるかないかという1点について。

**○事務局長（一田昭彦君）** 公務災害にあたるかというのは、市内の移動であっても旅行命令として命令が出せるか出せないかによると思います。

ということであれば、県内の他市の例を言いますと、議会報告会に関しては、どこの市でも議員が基本的にやるもので事務局は当日は関与していないということで、例えば、行くとしても事務局職員が独自の判断で様子を見に行くという、そういう形になりますので、条例に盛ったとしてもやはり同じような形かなということで、職員の場合はあくまで公務じゃなくて個人の判断により行くという形になります。

**○濱欠明宏委員** そこで、他市ではここにとても苦労しているんです。

つまり、市政報告会は市長部局が後ろに説明員が付いて来る。市長が大統領制で選ばれるんだけど、市長機関が付いて来て説明をいろいろしてくれる。

議会は今の形だと、議会という議員24名が報告するんだよということで、今現在は職員は関与できないということなの。

ところが条例の中に、事務局職員の充実というのがあるんですよ、あちこちで。それは議会独自に職員も採用しようというようなことに踏み込んで条例を目指しているところもあって、結果として議会が報告会を公務として動く場合に、事務局職員が公務として参加するような条例を定めて動くということを目指しているんです、実際は。

そこはすごく大事なことなんです。そうでなければ、市民から選ばれた二元制たる議会は、議会という24名は合議体の議会なんだけれども、事務局職員はなんぞやと。これは2つあって、今は市から市長が職員を派遣して議会によこすんだけれども、改めて議長が任命するんです。

だから、市長と議長から任命されるのが今の議会事務局職員。裏を返して言えば、予算も背負ってきているのが、市長から委託をされている職員なんです、予算の執行に関しては。でも、議長の印鑑が必要になってくるわけだけれどもね。

だから、非常に2枚腰になっているっていうのかな、というのが今の制度です。そこら辺も踏み込んで議会改革しなければいけないというのが本当の条例制定の動きなはずなの。

だから、非常に太陽は東から昇るとするのは、皆さんご承知のとおりで、絶対普遍なんです。

今、議会改革というのは皆さん良いことだと、もちろん市民からしても良いことだと、私も良いことだと思います。やるべきだと思います。

しかし、今、南から太陽を昇らせようとしてるんです。私はそうでなくて、東から太陽を昇らせましょう。私はさっき言った、常任委員会であれば分野別報告会であればいいのかなと、とりあえず試行してないしというのもあって、私も何とか部会の思いに身を寄せて、考え方はそこだったんですけども。

いずれ、多数決だけではものは進まない、これはこの間の議会で記名投票しようといったときにお分かりのはずです。4人動議があって、賛成者がいて結果として多数では負けてるんだけれども、結果として記名採決しなければならなかった。これが東から昇る太陽なんです。そのところを勘違いしないように運営していかなければ、私は本当の意味での議員間討議、いわば法律に定められて、きちんと動かなければ、何でもできるということになりますので、十二

分に注意しながら活動しましょうという思いなの。

別に反対しているわけじゃないですよ、部会の意見を。

**○城内仲悦委員** 今、濱欠委員が言ったけども、事務局職員の充実というのは、例えば、私たちはこれまで条例提案できるんだけれども、やってこなかったものもあるし、それについてはやっぱり職員の充実がないと、条例作るにしても法規審査も当局にしかないという状態なわけです。

だから、我々が条例を作ったときに誰が審査して、本会議に上程するかという時のことが今までやられてきていないわけです。

そういった意味では、事務局職員の充実が必要なわけで、そういった意味では検討していく課題だと思います。

ただ問題は、法律っていいですけど、私たちは議決するときに、この議案なり条例なりが市民の暮らしにとってどうなのかという観点でみているわけです。そういった観点で判断したり、賛成・反対討論してるわけです。

そういった意味で、当然、法律に基づいて動いてますけど、しかし同時に、議案そのものについては、こういう形と提案されますから、市民にとってどうかということの判断するときには、本当に市民にとっていいのかということを含めて判断しますから、そういったことについて議会では最終的にこう決まりましたということを議会として報告していくっていう、議決に対する説明責任が出てくるんで、そういった意味では議会報告会はできることで。

それから、議会事務局の職員については、事務局はいわゆる市民の一人としてくるということなわけですから、それは公務災害云々じゃなくて、関心があるって、あるいは議会の職員として、議会が議会として市民の前に出ているいろいろな報告するという関心をもって参加しているわけですから、それについては、そんなに神経使うことじゃなくて、市民の一人として状況を見たいと思って来ているのが実態だと思います。

そういった意味では、その点はそんなに強調すべき問題ではないと思いますので、何らやることについて障害はないと思いますので、ぜひ、やる方向で検討していただきたいと思います。

**○小野寺勝也委員** 公務災害の問題では、条例化した

ところでも、その取り扱いをしていないところはあるわけですよ。あとは局長が説明したとおり。

これまでの議論の経過を見ますと、一つは議会報告会と意見交換会については、どなたも反対の意見ではないんですよ。問題は、条例制定後か、先行実施かという点で、実施そのものについては皆さん共通の認識になっているんですよ。それが一つ。

もう一つは、さきほど小柳委員も言いましたけれども、広報広聴専門部会、うちのほうは出てないけれども、各会派から委員が出ておって真剣な議論を尽くして全会一致で成案を得て、提案をしてきているわけですよ。しかもこの場でも、かなりの人たちが賛意を示されているという点では、一定の重きをもつものだというふうに思います。

3点目は、先行実施の問題で言えば、この間もちょっと触れましたけれども、例えば、総務常任委員会で請願者からの意見聴取を3月議会でやったんですよ。木ノ下委員長、砂川副委員長のもとで。

あるいは、一般質問でも一問一答方式を既に実施されてるということからすれば、あっちが良くてこっちはだめだということにはならないだろうと。これに関しての適正な論拠というのは出てないわけですよ。

そういう点で言えば、やはり大方の意見・議論は出尽くして、集約に入ってもいいのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

**○濱欠明宏委員** 今の副委員長の説明の中で2つ異論を唱えなければならぬんだけど、広報広聴部会で全会一致というお話があったんだけど、大沢委員は部会の中で、皆さんが良ければという但し書きがついてるんですよ。

皆さんが良ければ、但し書き上、全会一致であれば私は良いですよという意見を最初に述べているんです。

だから、部会としてはそういう少数意見も踏まえて上がっているということです。本当の100パーセント全会一致ではなかったということを申し上げたい。

それは大沢委員が記録上に残っていますから、この間の発言があった話です。

それから、一問一答制それから常任委員会の参考人の問題は、前から議会改革とは別にこれは議会として、特別委員会がやるやらないではなく、議会運営委員会をして一問一答制に切り替えていってるんです、代表

質問から、関連質問も全部項目述べたやつから整理整頓しましょうということで議会運営委員会で仕組みを変えていることであって、それとこれとは全く関係ない話です。

そのこのところは、ごっちゃにしないように、議会運営委員会のこれまでやった仕事は仕事として、特別委員会でそこに手をつける何者でもないわけですから。

そういった意味では、今の副委員長の話は違うのではないかと。

それから、参考人意見についても、総務に限らず教民でもやってますけれども、それは昔からやれることだったの、やってきたの前にも。

それから、議員定数特別委員会でも参考人招致もしてるんです。その前にも久慈市議会はやってるんです。

それをいまさら出されても、あっちは良くてあっちはだめだという議論にはならない。

私が言ってるのはそういう意味ではないわけですから、そのこのところは異論があるということを申し添えたい。

**○大沢俊光委員** この前の委員会より誠に皆が真摯なやり取りができて良い委員会になってきたと思います。

それで、聞きたいのは条例部会ではいつの完成を目指しているのか、まず。

合わせられないのか、とにかく急いでほしいという考え方があがる、一つ。

それから、議長にも委員長にも申したいんだが、特別委員会を設置したことによって、こんな規制が出てきた。

であれば、試行、試行で急いで行きたいのであれば、2本立てで最初から行けばよかったの。特別委員会を設置して、ルールをルールじゃなく行くというのは、委員会を設置したことにより規制されているということをお互い認識しなければならない。

それから、3つ目は事故の問題。これは仮定だということだけれども、起きたときには必ず議長が求められることになって、訴訟になって賠償するということになれば、市長も議長も、今俺が遅刻してきた理由は学校に行ってきたんだけど、校長先生が保険かけてるっていうんだよ、子供の自殺とかいじめがあったときに。

だからそこは、勢力とか多数決じゃなく、議論する

過程の中で私は妥協案を出したい。

やりましょう。やるについては、そういうミスタイクや間に合わせられない部分を補うようにさ。

さっき言った議会運営委員会の委員長名での議会運営活動でもいいでしょう、名目は。

逆に、要綱にあるからというならば、委員会ではなくて専門部会の試行なら試行だという名前を使ってもいいが、保険が適用するような流れの中で皆さんがやろうとする中身の報告をする。皆さんがやろうとすることを形にする。そういう運用で組み立てたやり方が生まれませんか。

生まれさせましょう、妥協案を。合議にしましょう。だって、こんな形でもめ事をして争いごとをして、市民の前に行ってパフォーマンスしたって、皆さんに映ってしまうんです。

やっぱり、皆が思うことをきちっとやる。そして、部会の中でも話し合ったけれども、みんなが成熟しない中でやる部分については、タイミングは3つしかないと思う。

まず、予算委員会で予算を決したこと。それから、決算委員会で決算を決したこと。それから、付託を受けて常任委員会において承認されたこと。これらを中心にやる報告はなるべく早くやるべきだという私もある思いがあるわけです。

だから、そこをうまく委員長、副委員長、幹事会で整理して、皆さんが急いでやりたい、早くやらなければだめだという目的と、それをするための問題をクリアすることを寄せ合わせてやりましょう。

市民が待っていることだし、みんながそういうことだから。皆が合議して、妥協して、問題がスパッと出たじゃないですか。先例地でやっているところの話もしてもらったし、条例を先行しているところはうまくいってないとか。

それなら、久慈市がこれからやるのが、試行試行でやっていくことでうまい先例になるかどうか、これも試行だ。

だから、小野寺委員さんが言ったとおり見えてきた。そこをうまく、穴が開くところを埋め合わせて、委員長まとめて。

**○小野寺勝也委員** 濱欠委員が言った請願者の意見を聞くとか、たしかに議会運営委員会で決めて試行しているのはその通りですよ。

ただ、一問一答方式あるいは請願者の意見を聞くというのは、特別委員会の前身の改革検討委員会等々のなかでも議論してきて、そして議員間の共通認識になって、それぞれの所管のところで決めて実施しているのはその通りですよ。

別に流れとすれば、改革の方向性と逸脱するものではないと、同じ流れのものであるということが一つ。

それから、広報広聴部会の2月28日の会議録を今見ているんだけど、大沢委員さんも積極的な発言をしているんですよ。「この部会では、早く開催を進めたいとの報告を幹事に話す必要がある」と、積極的な提言をしてお出しになっている。極めて、全会一致にふさわしい内容となっているんですよ。

**○濱欠明宏委員** 推進特別委員会等々で議運を含めて、議会の質問のあり様についてはその通りなんです。

いずれ改革しましょうということで、一つずつ実施されてるんです、特別委員会がなくても。この特別委員会がなくても実施されてるんです。

それは常に議会運営委員会であれ党派代表者協議会であれ、持ち寄りながら一つでも二つでもいい方向に持っていきようということでこれまでやってきたんです。

で、今回、特別委員会をなぜ作ったかということなんです。それは、条例を制定することによって公務活動にしましょうということなんです、大きい目的は、議会報告会を。

そういうことが大きい問題であって、小野寺委員が言ってる推進特別委員会あるいは議運が一生懸命取り組んできたことは、特別委員会がなくてもこれからも議会の改革はできるんです。そこところは勘違いしないでほしい。

それから、大沢委員の発言はこの間の発言が議事録に残っているんです。私はちゃんと聞いていたんです。そして、大沢委員さんが言ったんです。「私は、条件付でしたよ」と。「皆さんがよければ、私は報告会についてはやぶさかではない」と発言をしてるんです。

で、今回、大沢委員はそろそろ落としどころだよと。今、大沢委員が意見を出されたんです、広報部会員として。

私はその意見を尊重したいと思ってるんです、逆に言えば今度は。

だから、私は今大沢委員の意見が、ちょうど落とし

どころができてきたなど、この辺を一つの方向付けにしながらやっていけばいいんじゃないかなと。

**○砂川利男委員** 確認の意味でお聞きしたいんですけども、特別委員会というものを立ち上げて、物を決めていくということは何かを実施していくための大義をつくるために特別委員会という形で皆で決めていくんだというふうには私は理解しているんですけども、その最中に部分的に実施は可能なんだということでやりましょうということに関しては、私ははじめから別に反対する気もないし、大いにやるべきだという考え方は基本的に変わらない。

私が言わんとする部分は、特別委員会というものが形骸化されて権威の失墜になっていく恐れがあるというふうには理解しています。議論していくものが全部出揃わない中から都合のいい部分だけを取り出して、実施していきましようというやり方は形骸化にもつながるので、特別委員会の権威の失墜に繋がっていくようなものだと思うから、私はそうではないんだよというものの具体的な法的根拠なり規則なりに基づいて示してもらいたいという意味で、なぜ部分的な都合のいいとこだけを先行して実施するんですかということをお願いしています。

ここのところだけは確認させてもらいたい。

**○中平浩志委員** いろんな意見も出てましたけれども、最終的には報告会やるということではほとんど皆さん方納得してるのかなと思います。

その部分に関しては、共通認識という形で確認したほうがいいのかというふうに思いますけど、いかがですか。

**○砂川利男委員** 今私が言ったのは非常に重要なことですので、ちゃんと法的根拠に基づくものを文書で回答してくださいよ。

**○城内仲悦委員** 都合のいい部分って何なの。この議会報告会をやること自体を都合のいいことなのか、あなたの言いたいのは。

都合のいいというのはどういうふうなものなの、何なの。

**○砂川利男委員** 私の理解の仕方と誰しも共通するわけじゃないですが、私の理解の仕方でも申し上げれば、特別委員会というものを設置して、3部会を設けて議論しているということは一定の方向付けなり結論なりが集約したものを出すでしょうと。そういう作業が

始まった時点から、市民からの要望があるとかいろんな理由でもって、議会報告会を実施しようという話になっているわけです。

それを、私が言う3部会が一定の方向付けが集約する何なりがスタートしたばかりだから、一部を取り出してやりましょうということは都合のいい部分を言ってるに過ぎないような理解の仕方だから、そういう表現をしたのであって、それがだめなのであれば都合という表現は撤回させていただく。

**○山口健一委員** 私は検討委員会を作る際、議会改革しようということで、検討委員会の中でできるものから試行していこうということで始めて、皆さんが認識して、そこから進んでいると思うんです。

やはり、そこが一番最初に議会改革しようと。そのためにできるものから手をつけていこうと、さっき言った一問一答方式にしても、すべていろんな形でやってきたんです。

それは皆さんが認識した中で始めてきてるから、私はその辺は最初のスタートかなというふうに思います。

**○梶谷武由委員** 今、山口委員がおっしゃったように、議会改革で短期のもの、中・長期のもの、さまざまあるわけですが、短期の部分でやれるものからやっていこうということで検討してきたわけですし、議会報告会を開催するというのについては、やることについては全会一致でみなさんが賛成して決めていただくにいいという受け止め方なんですけど、そのところをまず決めていただいて、そうすればちょっと進みますので、具体的にいつの時期にやればいいのかとか、いやできてからだとか、いやできなくても予算が決まったんだから次の議会前には何とかしたほうがいいとか、その議論に入っていくと思うので、やることについて、まず決めていただきたいと思うんですが、そのように取り計らいをお願いします。

**○委員長(桑田鉄男君)** さきほどの砂川委員さんの意見を分かりやすくお願いします。

**○大沢俊光委員** 委員長いいんだよ、一人の意見として。まとめていく方向にまとめていって、やるようにしましょう。

**○木ノ下祐治委員** 方向性としては、大沢委員の妥協案が落としどころではないかなと考えます。

濱欠委員がおっしゃるとおり、公務災害の部分もし

くは議員活動の部分で災害が発生したとき、確かにその部分は大きい問題があるなど、それは全くその通りだと思いますので。やはり、常任委員会の路線を使えば公務災害の対象になると、常任委員会の報告会のような形をとっていけば公務災害の対象になると。

どうですか、ならない。

**○事務局長(一田昭彦君)** これは最終的には市町村総合事務組合のほうから最終的には確認しなければならないんですが、いわゆる常任委員会が主催でできるのかというのもちょっと分かりません。

そこら辺はいろいろ確認したいと思います。

**○大沢俊光委員** 調べて、ちょっと今。

**○濱欠明宏委員** 調べるのは調べることだけでも、広報部会がつくった要綱の4に分野別報告会というのがあるの。

その中には、所管する分野の各種団体を対象者だと。各種団体の申し入れを基本とするが、呼びかけて行うこともできるとあるんです。

今、事務局長は言ったんです。常任委員会でも外に出て報告会をすることが公務上どうなのか疑問だときたの。

本来これはできるんです。というのは、議長が旅行命令出せばいいんです。それを経験しているんです。こないだ検討委員会が旅行命令で先進地視察してるんです、実際。それはできるんです。

だから、それは議長の最終的な判断なんです。すべてそこに行くんです。今日の議会報告会のすべては。すべては議長に行くんです、判断は。

そのことによって、公務災害に該当するしないが、そこで出てくるんです、実際は。

**○宮澤憲司委員** 委員長、そういうところをきちんとしないと。そういうところをちゃんと考えて。それが一番基本だと思うんですよ。

**○濱欠明宏委員** 班は常任委員会単位なんだよ。だから常任委員会なんだよ、早い話は。

だから、いずれ条例でもその辺の研究をしてるんです。だから、砂川さんが言ってる各3部会の作業部会はそれぞれまず作業をしましょうということを今砂川委員は話してるんです。

それがある程度まとまったら、外に出ましょうという話をしているので、各部会が突出して外に出ましょうというのはいかがかなという疑問を感じてるって

というのが砂川委員の意見なんです。

で、私も条例部会でも今言った法的なことを含めて、検討しながら事故があったときの対応を含めてやらないと、春の交通安全運動は終わったけれども、事故がなければいいんです、結果論として。

あったとき誰が責任取るのかということだけはしっかりと肝に銘じて行動しないと、安易な行動は誰かが責任取ることになったときに大変な問題が起きる。

これだけはいつも離れない。

**○委員長（桑田鉄男君）** 前回、今回といろんなご意見等出していただきました。そういう中で、この議会報告会の試行開催については開催するというところに異議がないということで、集約をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（桑田鉄男君）** ご異議なしと認めます。

次に、引き続き「議会報告会と市民との意見交換会開催要綱案」について協議いただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

---

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 06 分 再開

---

**○委員長（桑田鉄男君）** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

それでは、引き続き「議会報告会と市民との意見交換会要綱案」について協議をいただきたいと思います。

質疑・意見等をお願いします。

**○木ノ下祐治委員** その前に先ほど濱欠委員の公務災害になるのか、その部分を先に答えてからじゃないと。

**○事務局長（一田昭彦君）** それでは先ほどのお話ですが、例えば公務災害にあたるかあたらないかはまず会議であると、これは本会議を指します。

それから、委員会、それらが公務災害ということですよ。

あとは、基本条例に今回のような報告会が載る、それが前提になります。

例えば、先ほどのお話ですと、分野別で常任委員会が主催として動くのであれば、考え方によっては所管事項調査という形でこれまでにはたいていは県外視察であったんですが、それがたまたま市内に自分たちの

所管の部分の意見を聞くという形での所管調査ということで、委員会から申し出があつて議長が許可すれば可能だと思います。

ということであれば、委員会活動ということであれば、公務災害にあたるというのが市町村総合事務組合の見解でございます。

**○濱欠明宏委員** 特別委員会、ここが所管事項調査で動いたら、同じような議長命令で可能なのか。

**○事務局長（一田昭彦君）** 特別委員会も正式な委員会ですので、可能になります。

**○濱欠明宏委員** そうすれば、職員も比例して対象になるのか。

**○事務局長（一田昭彦君）** それに職員が参加するかしないかは別問題ですが、いわゆる議長命令という形であれば、公務災害の対象になろうかと思えます。

**○城内仲悦委員** 班編成の3、地区別報告会と意見交換会の(1)、班の編成及び構成ですが、これは7人で構成してるんですよね。

全部で議長、委員長含めて議員が24人いるわけですよ。そういった意味では、議長含めて24人が全員どこかに入るといって8人の構成で3班というふうにしていだけないものか。

そして、それぞれの3班のところに、議長が張り付くとかそういうのじゃなく、その班の責任において班の代表になってますから、8人の構成でぜひ修正いただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○畑中勇吉委員** 北上とかは議長とか全議員が入って班編成しているところもあるんですが、今回は課題整理会議、実質的には議長が座長の格好になると、それから具体的な班の中で記録なり、会議にかかる一切の仕事を分掌してやるってことを考えた場合、そういう面では議長は抜いたほうがいいということを考えて、23人÷3で必ずしも8人にはならないので、概ね7名という中身にしたいんですが、そこは皆さんの意見で。

**○濱欠明宏委員** 委員長、進め方として。この要綱案というのは部会から出たでしょ。そうすれば、部会長が責任者でしょ。

やっぱりそこから始めないと、いきなり畑中副部会長じゃないのよ。なんか部会長を超えているような気がして、進め方に疑問を感じる。仕組みは重いから。

**○委員長（桑田鉄男君）** いずれそういうこともある

し、皆さんの意見を聞きながらというのが部会の。

○濱欠明宏委員 部会を3班にするという根拠はどこにあったの。4班でも2班でもあったわけだが。

○藤島文男委員 副部長から説明させます。

○畑中勇吉委員 当日の役割分掌、記録・司会・説明員・報告、それらを考えれば、どこもたいてい6から8名の編成になっている。それがベターだなということでの3班編成であります。

○濱欠明宏委員 城内委員から3×8で24っていう数字合わせなんだけれども、ただ、議長・副議長については、議会を代表するという事だから、班を超越する。

つまり、22人で物を考えなければならぬと思うんですが、その点については部長いかがですか。

○藤島文男委員 今、濱欠委員がおっしゃった意味も十分分かります。

でも、そこにこだわらなくても対応できるんじゃないかなと。実は7名のところも、極論を言えば、8名編成したほうがいい場合もあると思います。

そういう部分で概ね7名というところの最初のスタートのところを意図するところもありましたので、そこをご理解いただきたい。

○濱欠明宏委員 細かいところを見れば、いろいろあるかもしれません。ただ今回は、これらもたたき台として広報部会が出したことについては、基本的に了承して、後で不都合が出たときにそこを直していくということになるのかなと思うので、部長これで結構だと思います。

○澤里富雄委員 今の件で、ここは条例部会にも関わる議長及び副議長の任務ということに関わる部分があります。

その中に、今日午後からの会議で検討する予定になってたんですけども、議長は議会全体を代表するという事から会派あるいは委員会から独立した立場であるというような条例を考えているんですけども。

その辺了解してもらわないと、条例部会のほうでも。

○畑中勇吉委員 濱欠委員のほうから、議長・副議長とあったんですが、私の考えの中では議長というのを考えていて、あとは、みんな班に入ってもらおうという考えでの班編成です。

○濱欠明宏委員 法律で、議会を代表するのは2名な

んです。議長と副議長、これが議会を代表する権限を持っているんです。

だから、議長だけだと片手落ちになるの。議長が事故あるないに関わらず、議長・副議長というのは議会を代表する権限をもっているというのだから、要するに同じ立場。

○城内仲悦委員 いろいろありますが、概ねということでの7名でいいです。

○藤島文男委員 濱欠委員からご意見あった、いわゆる議長・副議長という場合に、同等の資格というか法律的に言っても、そういう認識を持つべきだというご意見がありました。

まさにその通りだと思います。以上です。

○小野寺勝也委員 藤島部長が言ったことだけれども、議長・副議長の取り扱いの問題で言えば、まさに議長は議会を代表するという事でいいと思うんですが、他の委員会の関係で言うと、副議長は委員会にも所属してるし、会派代表者協議会のメンバーにもなってるし、せつかくの部長のご答弁でございますけれども、議長だけでも、副議長は参加してもらおうということはいかがでしょう。

○濱欠明宏委員 条例部会からも、条例で議長・副議長の取り扱いを検討するから少々時間をくれという話しもあるので、ここは何も綱引きする話じゃないの。別に。

ただ、重いよと。対外的に正・副議長は議会を代表する方だから、それなりの扱いをしなさいという話をしていただけ。

○小野寺勝也委員 それは継続して所管でやりましょう。

○藤島文男委員 今のところの話は専門部会のほうで、吟味して検討して結論を出したいと思います。

ご理解いただきたい。

○事務局長（一田昭彦君） 先ほどの件で、ちょっと補足したいのですが、事務局内でも検討したんですが、例えば、今回の議会改革推進特別委員会がやるという形で、それが議長から付託を受けております。

そういう部分の所管調査ということであれば、何も常任委員会がやらなくても議会改革推進特別委員会の所管事項調査という形であれば別に公務という形になります。

○委員長（桑田鉄男君） そういうご理解でいろいろ

ご意見等いただきたいと思います。

いいですか、この要綱の件については、それでは了承することでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君）では、「議会報告会と市民との意見交換会の開催要綱案」については、ただいま協議いただきましたとおり決定をいただきました。

あと、先ほど来、班編成のことが出ました。それから、協議の部分でこれは部会でということになればそれでもいいんですが、報告者の報告内容の作成とか、日時・場所の決定については、

最終的には、実施の前には全体の特別委員会を開いて実施をすることになるんですが、そうすれば部会で決定をいただいて、幹事会にかけて全体の特別委員会を開いてという形でいいですか。

○濱欠明宏委員 この要綱に開催回数、あるいは班編成については、広報広聴専門部会がやりますよと書いているんです。だから、私はそこを含めてさっき賛成していますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桑田鉄男君）そういうことで、専門部会のほうでいろいろ詰めていただきまして、そこら辺についてもお願いします。

さっき話をした日時の関係なんですが、いずれ5月15日号の市広報に掲載ということになれば、遅くとも1週間前には特別委員会を開いて決定をいただかなければならないということになるようです。

そうすれば、連休明けすぐのあたりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君）そういうふうにさせていただきます。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。これで閉会します。

午前11時28分 閉会

久慈市議会委員会条例第31条第1項の規定によりここに署名する。

議会改革推進特別委員長 桑田鉄男